

令和4年3月10日

保護者 各位

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（お知らせ）

時下、平素より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、沖縄県教育委員会の新型コロナウイルス感染症に係る対応が一部変更になりました。各家庭におかれましては、下記の内容確認をよろしくお願いします。

なお、この対応は令和4年3月14日（月）報告分から実施します。

記

1. 児童生徒の感染が疑われる症状がある場合について【再掲載】

同居家族に「風邪症状がある」、「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合は児童生徒等に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となる。【感染レベル2以上】

※病院受診により感染の疑いがないと診断された場合は登校を可能とする。

2. 学校PCRにおいて児童生徒が濃厚接触者又は接触者に特定された場合【変更(2)(3)】

(1) 学校PCRにおいて濃厚接触者に特定された場合の出席停止措置期間について感染者との最終接触日の翌日から7日間(8日目から登校)とする。

※学校PCRにおいて濃厚接触者を特定した場合、措置期間の判断は学校で行なう。

(2) 学校PCR検査は、濃厚接触者、接触者ともに検査を実施する。

(3) 学校PCRにおいて接触者に特定された場合、出席停止と学級閉鎖は行なわない。

3. 保健所において児童生徒が濃厚接触者に特定された場合【変更】

(1) 保健所において濃厚接触者に特定された場合の出席停止措置期間について感染者との最終接触日の翌日から7日間(8日目から登校)とする。

※保健所において濃厚接触者に特定された場合、措置期間の判断は保健所で行なう。措置期間については保健所に確認を行なうようお願いいたします。また、確認後は学校への連絡もお願いします。

(2) 同居家族の濃厚接触者が検査結果が陰性となった場合は登校を可能とする。

4. 各機関連絡先

○「県電話相談窓口コールセンター」24時間対応土日・祝日も実施

098-866-2129

○「南部保健所」

098-889-6591